

株式会社 TENTIAL  
定款

2024年11月6日 変更

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当会社は、株式会社 TENTIAL と称し、英文では、TENTIAL Inc.と表示する。

### 第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等を利用した通信販売事業
2. インターネット上でのショッピングモール事業
3. インターネットによる情報サービス事業
4. 健康機器、医療機器、健康食品、サプリメント、衣料品、スポーツ関連用品、雑貨等の企画、設計、開発、製造、仕入、販売及び輸出入事業
5. 健康、医療、衛生及びスポーツに関する情報収集、情報分析、情報管理及び情報提供事業
6. ソフトウェアの開発及び販売事業
7. 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都品川区に置く。

### 第4条 (機関構成)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

## 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2,650万4,800株とする。

## 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## 第8条（単元株式数）

当会社の単元株数は、100株とする。

## 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

## 第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

# 第3章 株主総会

## 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

### 第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第18条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役7名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第19条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会

において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## 第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第23条（取締役会の招集手続の省略）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## 第24条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

## 第25条（取締役会の決議等の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第28条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

### 第5章 監査等委員会

#### 第29条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第30条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第6章 会計監査人

### 第31条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第32条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第33条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第427条の規定により会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

### 第34条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

### 第35条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第36条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### 附則第1条（定款変更案の効力発生時期）

定款変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、当会社の株式が国内の金融商品

取引所に上場することが承認された日から効力を生ずるものとする。

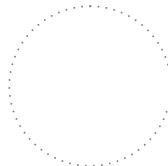
②本条は、前項に定める効力を生ずる日をもってこれを削除する。

上記は当会社の現行定款に相違ない。

2025年1月21日

株式会社 TENTIAL

代表取締役 中西 裕太郎



会社代表印